

令和7年長審第1号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年4月12日13時25分

長崎県玉之浦港弁天島南東方沖合のイツスルメ瀬

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.98メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 350キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、昭和62年5月に進水し、遊漁の場合の最大乗員が旅客20人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、操舵室を船体中央やや後方に配置し、同室右舷前部に舵輪、舵輪前方に左舷側から魚群探知機能付きGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ備えていた。

また、Aは、前示GPSプロッターと同型の機種を掲載したカタログに、採用している海底地形図の表現が航海用電子参考図とは一部異なることから、海図の代替として活用できず、航海には海図を使用するよう求める旨の記載があったものの、海図を備えていなかった。

(2) 玉之浦港の状況等

玉之浦港は、長崎県五島列島の福江島西岸に位置し、港内北部に荒川漁港が、同南部に弁天島がそれぞれ所在し、同島南東方約280メートル沖合には、イツスルメ瀬と呼称される孤立した浅所が存在していた。

イツスルメ瀬は、水上岩が散在し、海図W217に、東西約80メートル南北約100メートルの範囲を囲んだ危険界線により、航行上安全でない区域として名称とともに示されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、昭和60年頃から遊漁船業を始め、年1回程度イツスルメ瀬付近で釣り客に遊漁を行わせていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和

6年4月12日11時30分荒川漁港を発し、イツスルメ瀬付近の釣り場に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、イツスルメ瀬の詳細な拡張状況を承知していなかったが、同瀬の水上岩から10メートルないし20メートル離れていれば、無難に航行できるものと思い、海図W217を入手してイツスルメ瀬の詳細な拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、前示釣り場に至り、風向が南寄りであったことから、イツスルメ瀬南方沖合に錨泊して錨索を繰り出すことにより風下となっていた同瀬に接近して釣り客に遊漁を行わせることとし、12時00分同南方沖合に錨泊して釣り客に遊漁を開始させた。

a受審人は、風向が北寄りになったことから、イツスルメ瀬北方沖合に移動して錨泊することとし、13時24分半僅か過ぎ五島市玉之浦町所在の四等三角点石鼓（以下「石鼓三角点」という。）から210.5度（真方位、以下同じ。）620メートルの地点を発進し、すぐに針路を000度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、定針したとき、船首方90メートルのところには存在するイツスルメ瀬に向首接近する状況となったものの、このことに気付かずに続航し、13時25分石鼓三角点から215度540メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同瀬に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、中央部船底外板に擦過傷を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、玉之浦港内の荒川漁港において、遊漁の目的でイツスルメ瀬付近の釣り場に向けて発航する際、水路調査が不十分で、同瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、玉之浦港内の荒川漁港において、遊漁の目的でイツスルメ瀬付近の釣り場に向けて発航する場合、同瀬の詳細な拡張状況を承知していなかったのだから、イツスルメ瀬に向首進行して乗り揚げることのないよう、海図W217を入手して同瀬の詳細な拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、イツスルメ瀬の水上岩から10メートルないし20メートル離れていれば、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同瀬に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月25日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎